



源泉所得税の実務

国税庁ホームページにアクセス!!

1 給与所得となるもの!!

使用人や役員に支払う給与や賞与、手当の他に専従者給与も給与所得となります。この他、会社等が役員や使用人に与える一定の経済的な利益も給与所得となります。したがって、これらについても源泉徴収を行う必要があります。このコードでは、給与所得となる手当や経済的な利益のあらましについて説明します。まず役員や使用人に支給する手当についてです。

役員や使用人に支給する手当は原則として給与所得となりますが、一定の手当は非課税となります。非課税となる手当の主なものは

- ①通勤手当のうち、一定金額以下のもの
- ②転勤・出張等の為の旅費のうち、通常必要と認められる部分
- ③宿直・日直手当のうち一定金額以下のもの

次に、役員や使用人に与える経済的な利益について説明します。役員や使用人に与える経済的な利益は原則として給与所得となります。ここでいう経済的な利益とは、役員や使用人に品物や権利等は無償又は低い金額で提供した場合に与える利益をいいます。この場合には会社等が通常受け取るべき代金等の額と役員や使用人から実際に受け取った金額との差額が経済的な利益となります。具体的には次のような場合があります。

- ①商品等は無償又は低い価額で渡した時
- ②土地・建物等は無償又は低い使用料で貸した時
- ③お金を無利息又は低い利息で貸した時
- ④貸付金等の返済全部又は一部を免除した時
- ⑤個人的な費用全部又は一部を負担した時

これらの経済的な利益は一般に現物給与と呼ばれています。なお、手当や現物給与のうち一定のものは給与所得として課税されないという特例があります。

2 源泉所得税の納付期限と納期の特例!!

源泉徴収した所得税は原則として給与等

を実際に支払った月の翌月10日までに国へ納めなければなりません。しかし、給与の支給人員が常時9人以下の源泉徴収義務者は源泉徴収した所得税を半年分まとめて納めることができる特例があります。これを納期の特例といいます。この特例の対象となるのは給与や退職金から源泉徴収した所得税と税理士報酬等から源泉徴収した所得税に限られています。この特例を受けていると、その年の1月から6月までに源泉徴収した所得税は7月10日、7月から12月までに源泉徴収した所得税は翌年1月10日がそれぞれ納付期限になります。この特例を受ける為には「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を提出することが必要です。この申請書の提出先は給与等の支払を行う事務所等の所在地を所轄する税務署長です。税務署長から納期の特例申請の却下の通知がない場合には、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとみなされます。この場合には承認を受けた月に源泉徴収する所得税から納期の特例対象になります。さらに、納期の特例を受けている者は届出によって翌年1月10日の納付期限を1月20日に延長する特例を受けることができます。この特例を受けるには、その年の12月20日までに「納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書」を所轄税務署長に提出し、次の要件を満たすことが必要です。

- ①その年の12月31日において、源泉所得税の滞納がないこと
- ②その年の7月から12月までの間に源泉徴収した所得税を翌年1月20日までに納めること

なお、これらの納付期限が日曜、祝日等の休日に当たる場合は翌日、土曜に当たる場合は翌々日がそれぞれ納付期限となります。

3 パートやアルバイトの源泉徴収!!

パートやアルバイトに給与を支払う際に源泉徴収する税額は、一般の社員と同様に「給与所得の源泉徴収税額表」の「月額表」又は「日額表」の「甲欄」若しくは「乙欄」を使って求めます。

ただし、給与を勤務した日又は時間により計算していることその他、次のいずれかの要件に当てはまる場合「日額表」の「丙欄」を使い所得税額を求めます。

- ①雇用契約期間があらかじめ定められている場合、2ヶ月以内であること
- ②日々雇い入れている場合、継続して2ヶ月を超えて支払をしないこと

したがって、パートやアルバイトに対して日給や時間給で支払う給与はあらかじめ雇用契約期間

が2ヶ月以内と決められていれば「日額表」の「丙欄」を使うこととなります。なお、最初の契約期間が2ヶ月以内の場合でも雇用契約期間の延長や再雇用の為2ヶ月を超えることがあります。この場合には契約期間が2ヶ月を超えることとなった日から「日額表」の「丙欄」を使うことができません。したがって給与を支払う期間に応じ定められている税額表（「月額表」又は「日額表」）の「甲欄」又は「乙欄」を使って源泉徴収する税額を求めることとなります。

活 動 報 告

女 性 部 会

第1回わくわく租税教室（3月10日(水)）

女性部会 副部会長 佐久間喜久子



市立向小学校において女性部会と税務署職員による小学生向け租税教室が開かれました。開催は2度目ですが、私は初参加でした。

税金に年齢制限はありません。消費税という形で広い意味0歳からでも払っている訳です。ですから小さいうちから税金とは何か？という事を知っておくのは大切だと思います。今では多くの小学校にわくわくプラザはあると思います。主に低学年を放課後に預かってくれる所です。私達が行くと、皆机に向かい勉強をしていました。「こんにちは」と元気よくあいさつをしてくれます。2階が会場です。早速、机を並べ準備をします。私達は紙芝居をやるので練習と打合せ、上手くやれるか心配です。女性部会副会長の開会あいさつでいよいよ始まりました。

まず税務署の松本さんが皆に問いかけます。税

金とは何だろうか。税務署・消防署・警察署・学校や病院等の写真を見せ、これらが税金で作られていて「公共施設」といい、税務署とは税金を集める所で、集められた税金で施設を造り、私達が生活して行く為に使われていわば税金とは会費のようなものであると説明していました。

次は紙芝居です。ゲゲゲの鬼太郎を主人公に、水の大切さとそれを守る為に税金が使われている事を18場面で描いたものです。子供達の真剣な眼が印象的でした。紙芝居を見た後この内容についての3択クイズが松本さんにより始まりました。ほとんどの子供が松本さんとのジャンケンに勝ちます。紙芝居をよく見ていたのですね。しかし紙芝居の内容に関係のないクイズでは負ける子供が続出、最後まで負けなかった子供は1人だけでした。この子には山下会長から金メダルが贈られ、大喜びをしていました。

今回は1時間程でしたが子供達にあきられる事なく最後まで真剣に見てもらえ、良かったと思います。



東 支 部 合 同

税務研修会及び意見交換会 (12月8日(月))



平成21年度第2回目となる東支部合同の税務研修会をカメラアホールにて開催しました。第1部では川崎南税務署より三村副署長を講師にお迎えして「税務調査と査察調査」研修会を開催しました。第2部では岩井田第1統括官、大木第5統括官、名倉第1上席国税調査官にも出席頂き参加者26名の会員の皆様と意見交換会を行いました。

法人税確定申告書の書き方研修会

(1月18日(月)~22日(金) 5日間)



川崎信用金庫本店会議室において法人税確定申告書の書き方研修会を開催いたしました。講師には川崎南税務署法人課税第1部門名倉上席国税調査官を迎え22名の参加者が熱心に申告書の書き方について勉強いたしました。

源 泉 部 会

研修会 (1月26日(火))



川崎市教育文化会館会議室に於いて定例の源泉部会研修会を開催いたしました。今回は社会保険労務士の佐野好夫先生を講師に迎え、テーマは「セクハラ・パワハラ」についての研修会でした。

この研修会は源泉部会に入会されている方々を対象に税務署の源泉担当官や外部講師を招いて年9回、1回2時間の研修を開催しております。会費は無料ですので入会をご希望の方は法人会事務局までご連絡下さい。

青 年 部 会

平成22年 新年賀詞交歓会 (1月26日(火))

平成22年の青年部会賀詞交歓会がカメラアホールに於いて開催されました。税務署より菅沼署長、

三村副署長、岩井田第1部門統括官、名倉第1部門上席国税調査官、本部より山下会長を始め副会長、委員長のご臨席をいただきました。鈴木副部会長の司会進行で、増田部会長のあいさつ、山下会長のあいさつの後、菅沼署長よりご祝辞をいただきました。また、名倉上席の研修会、その後懇親会が行われました。



平成21年度 第3回 理事会

(2月25日(木))



川崎信用金庫本店会議室に於いて開催した。

税務署からは三村副署長以下、岩井田法人課税第1統括官、名倉法人課税第1上席国税調査官が

出席され、山下会長、三村副署長のあいさつの後、山下会長が議長になり議案審議に入った。

議事は、

- 第1号議案 暫定予算承認の件
 - 第2号議案 公益法人特別準備委員会(案)発足の件
 - 第3号議案 各委員会・部会事業報告
- 満場一致で承認された。

女 性 部 会

年度末研修会及び意見交換会 (3月19日(金))



3月19日(金)、コミュニティーハウス「さくら」にて研修会を開催した。第1部は川崎南税務署の名倉上席による「平成22年度税制改正について」、また第2部では法人会顧問弁護士渡部英明先生に「消費者問題」と題しての講演、第3部は川崎幸病院 外科医長高橋保正先生に「乳ガンは痛いの? こわいの?、さびしいの?」と題して講演会を開催、特に部会員の皆様は真剣に耳を傾けられました。